

中小企業 いばらき

CONTENTS

クローズアップ	1
中央会ニュースダイジェスト	8
月次景況調査結果	12
組合先進事例	15
国・県・関係機関等からのお知らせ	16
中央会だより	19

July

7

2024 No.789

クローズアップ

●茨城県 中小企業向け融資制度について



写真 「茨城県石油業協同組合・茨城県石油商業組合」（写真紹介、記事は表紙裏面ページに掲載）

株式会社常陽銀行のお取引様へ



常陽銀行



GMO
PAYMENT GATEWAY

常陽売掛金保証サービス by GMO

倒産・未入金による売掛金未回収リスクを肩代わりし、
営業活動に専念できる環境づくりを支援いたします!

ご利用方法

ご利用をご検討の場合、商品の保証内容やご利用の手続きまたはお見積り等、**取次店(常陽銀行)**より詳細なご説明にお伺いします。
詳しくは**取次店(常陽銀行)**またはGMOペイメントゲートウェイまでお問い合わせください。
本サービスで利用にあたって必要な資料は以下URLよりダウンロードお願い致します。
<https://www.gmo-pg.com/sep/joyo/>

お問い合わせ先

株式会社常陽銀行

各支店担当者まで

GMOペイメントゲートウェイ株式会社

TEL 03-5784-3610

本サービスは GMO ペイメントゲートウェイが提供するサービスで、常陽銀行はその取次を行うものです。

平時からの災害対策や「かけこみ110番」による防犯活動等で地域に貢献

茨城県石油商業組合・茨城県石油業協同組合

中小石油販売業者の改善発達を図るため、昭和38年8月に茨城県石油商業組合を設立した。

当組合では、平成11年から子供や女性、高齢者等の安全・安心を守るための防犯活動である「かけこみ110番」を実施している。不審者に遭遇した時や体調不良で困った時などにサービスステーションの利用を呼びかけており、この活動を周知するため、平成19年から県内の新入学児童を対象に、「かけこみ110番クリアファイル」を毎年配布するとともに、県内の小学校で同活動の周知と下校中に不審者と遭遇したことを想定した訓練等を実施している。

また、平成24年から毎年、組合員に「災害時対応実地訓練・研修会」を実施している。来店客や従業員等の安全確保の方法、設備点検の内容、緊急用発電機の使用法、消防車等の緊急車両への給油手順等を周知徹底し、大規模災害発生時においてサービスステーションが石油製品を安定供給するための体制強化に努めている。

平成29年からは、災害に備えた平時からの対策として、毎年9月から翌年3月に「満タン&灯油プラス1缶運動」を実施。災害時に備えて車の燃料メーターが半分程度になったらガソリンを満タンにす

ること、暖房用の灯油を1缶余分に買い置くことを来店客や地域住民に対し組合員のサービスステーションで呼びかけている。

なお、当組合の設立に先立ち、昭和28年3月に中小石油販売業者の経済的地位の向上を図るため、茨城県石油業協同組合を設立。洗車タオル・給油伝票・ガソリンのギフト券等の共同購買や官公需適格組合の証明を取得し、県、市等の車両のガソリン・軽油の共同受注などの事業を実施している。

両組合は、それぞれの活動を通して、業界の振興発展、組合員の経営安定及び地域貢献等に寄与している。

茨城県石油商業組合・茨城県石油業協同組合

住所：水戸市桜川2丁目2番3号

茨城県産業会館13階

電話：029-224-2421 組合員数：569者

URL：http://www.ibaseki.or.jp/

【表紙写真の紹介】

左上：かけこみ110番 小学児童の訓練

右上：災害時対応実地訓練・研修会

左下：かけこみ110番 クリアファイル

右下：組合員サービスステーション

茨城県中小企業資金融資制度について

茨城県内に事業所を有し一定の要件を満たす事業者は、茨城県中小企業資金融資制度（以下、「制度融資」という。）を利用することができます。「制度融資」は、県と金融機関、信用保証協会が協力して行う融資制度で、融資する資金の一部を県が金融機関に預けることにより、低利・長期での資金の融資が可能になる制度です。

本号では、令和6年度の「制度融資」の概要を紹介します。詳細は県のホームページ内の「中小企業向け融資制度のご案内」に掲載されておりますのでご覧ください（<https://www.pref.ibaraki.jp/shokorodo/sansei/kinyu/shosei/yushi/yushitop.html>）。

I. 利用できる事業者

申込時点において県内に事業所を有し、同一事業を引き続き1年以上営んでいる個人・会社・組合等の中小企業者で、次に該当する者が利用できる。

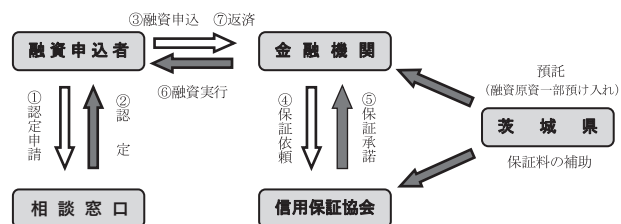
製造業・その他	資本金3億円以下又は従業員300人以下
卸売業	資本金1億円以下又は従業員100人以下
小売業	資本金5,000万円以下又は従業員50人以下
サービス業	資本金5,000万円以下又は従業員100人以下
中小企業等協同組合法に規定する組合等	

なお、次に該当する者は制度融資を利用できない。

- 農林水産業、風俗関連事業、金融業（一部対象となるものを除く）、保険業（保険媒介代理業、保険サービス業を除く）
- 社会福祉法人・財団法人・社団法人（医業を主たる事業とする法人を除く）、学校法人、宗教法人、有限責任事業組合
- 県税、市町村税など税金を滞納している中小企業、銀行取引停止中の中小企業
- 休眠会社、休眠組合
- 反社会的行為者又は反社会的行為者と密接な関係を有する中小企業 等

II. 融資全体の流れ

融資の具体的なご相談は、相談窓口までご連絡ください。



相談窓口：中央会、その他お近くの商工会議所・商工会

※融資を受ける際の注意点

- 認定に当たっては、相談窓口により別途必要書類を求められる場合があります。
- 融資に当たっては、金融機関及び信用保証協会の審査があります。
- 融資を受ける際の保証人・担保については、金融機関等との通常の取引の状況によっても異なりますので、申し込まれる際に、金融機関等の窓口でのご相談ください。

III. 取扱金融機関

常陽銀行、筑波銀行、足利銀行、武蔵野銀行、東邦銀行、千葉銀行、東日本銀行、栃木銀行、福島銀行、結城信用金庫、水戸信用金庫、佐原信用金庫、銚子信用金庫、烏山信用金庫、茨城県信用組合、横浜幸銀信用組合、八千代信用組合、商工組合中央金庫、三菱UFJ銀行、みずほ銀行、りそな銀行、三井住友銀行

IV. 各制度融資の概要

《長期の事業資金借りたい場合》

1. 経営合理化融資

①融資対象

1. 県内に事業所を有し、同一事業（信用保証協会の保証対象業種に限る。）を引き続き1年以上営んでいる中小企業者で、経営の安定・合理化を図るために、工場、店舗等に要する資金を必要としている者
2. 上記1に該当する者のうち、要件（「中小企業向け融資制度の手引き」6ページ参照）をいずれも満たし、保証協会による債務の保証について信用保証率の引上げを条件として経営者保証を提供しないものとする制度（事業者選択型経営者保証非提供促進特別保証制度）の利用を選択する者

②融資条件

融資対象	融資限度額※1	融資期間	融資利率	保証料
融資対象1に該当する者	【一般融資】 設備資金 5,000万円	【一般融資】 設備資金 7年以内	(保証無) 3年以内 年2.4%	年 0.45%~ 1.9%
	【一般融資】 運転資金 3,000万円	【一般融資】 運転資金 5年以内	3年超5年以内 年2.5%	
	併用 5,000万円	併用 5年以内	5年超7年以内 年2.6%	
	【転貸融資】※2 3,000万円	【転貸融資】※2 5年以内	(保証付) 3年以内 年1.9%	
融資対象2に該当する者 (経営者保証非提供制度利用者)	【一般融資】 設備資金 5,000万円	【一般融資】 設備資金 7年以内	3年以内 年1.9%	上段の率に 0.25%または 0.45%上乘せ (申込日に応じて0.05%~ 0.15%相当額 を国が補助する)
	【一般融資】 運転資金 3,000万円	【一般融資】 運転資金 5年以内	3年超5年以内 年2.0%	
	併用 5,000万円	併用 5年以内	5年超7年以内 年2.1%	
	【転貸融資】※2 3,000万円	【転貸融資】※2 5年以内	3年以内 年1.9%	

※1）一般融資の融資限度額は、制度要項第3条第1項及び第3条第2項の合算で、設備資金5,000万円、運転資金3,000万円、併用5,000万円です。

※2）信用組合が組合員のためにする融資に係る者に限ります。

《小規模事業者が設備投資を行いたい場合》

2. 設備投資支援融資

①融資対象

県内に事業所を有し、同一事業（信用保証協会の保証対象業種に限る。）を引き続き1年以上営んでいる小規模企業者^(※)で、経営の安定・合理化を図るために、工場、店舗等に要する資金を必要としている者。

※小規模企業者
常時使用する従業員の数が20人(商業又はサービス業を主たる事業とする事業者については5人)以下の会社又は個人

②融資条件

資金用途	融資限度額	融資期間（据置）
設備資金	1億円	10年以内（3年以内）

償還期間	融資利率（年利）		保証料
	保証付		
3年以内	1.2%	0.45%～1.9% (※)	
3年超5年以内	1.3%		
5年超7年以内	1.4%		
7年超10年以内	1.5%		

※令和7年3月31日まで、表示の保証料率から0.1%引き下げ（一部の場合を除く）。

※引き下げ後の保証率の2割を県が補助する。

《独立して新しく事業を行いたい場合》

3. 創業支援融資

①融資対象

令和5年4月より、スタートアップ創出促進保証制度の要件を満たす方を新たに融資対象に追加するとともに、融資対象者を以下のとおり変更。

【創業支援1号】

従来の融資対象者の要件に該当する者

【創業支援2号】

スタートアップ創出促進保証制度の要件を満たす者
※具体的な要件は、ホームページ(<https://www.pref.ibaraki.jp/shokorodo/sansei/kinyu/shosei/yushi/sogyo.html>)参照。

②融資条件

資金用途	融資限度額	融資期間（据置）
設備資金	3,500万円	10年以内（2年以内）
運転資金	3,500万円	7年以内（1年以内）
設備・運転併用	3,500万円	7年以内（1年以内）

※表示の融資限度額は女性・若者・障害者創業支援融資との合算で3,500万円

償還期間	融資利率（年利）	保証料（※）
3年以内	1.2%	創業支援1号：原則0.9% 創業支援2号：原則1.1%
3年超5年以内	1.3%	
5年超7年以内	1.4%	
7年超10年以内	1.5%	

※令和7年3月31日まで、表示の保証料率から0.3%引き下げ（一部の場合を除く）。

※引き下げ後の保証料から5割（上限0.3%）を県が補助する。

《独立して新しく事業を行いたい場合》

4. 女性・若者・障害者創業支援融資

①融資対象

令和5年4月より、スタートアップ創出促進保証制

度の要件を満たす方を新たに融資対象に追加するとともに、融資対象者を以下のとおり変更。

【創業支援1号】

従来の融資対象者の要件に該当する者

【創業支援2号】

スタートアップ創出促進保証制度の要件を満たす者
※具体的な要件は、ホームページ(<https://www.pref.ibaraki.jp/shokorodo/sansei/kinyu/shosei/yushi/jyosei.html>)参照。

※若者：融資申込時点で35歳未満の方。

※障害者：障害者手帳(身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳)所持者。

②融資条件

3. 創業支援融資 ②融資条件の表参照。

※表示の融資限度額は創業支援融資との合算で3,500万円

※令和7年3月31日まで、表示の保証料率から0.45%引下げ（一部の場合を除く）。

※引下げ後の保証料の10割(上限0.45%)を県が補助する。

《新分野進出・事業転換等に挑戦したい場合》

5. 新分野進出等支援融資

①融資対象

県内に事業所を有し、引き続き1年以上事業（信用保証協会の信用保証対象業種に限る。）を営んでいる中小企業者で、次に掲げるいずれかの事業計画を策定して実行する者。

1. 新分野進出（日本標準産業分類の細分類で現在行っている事業と異なる事業に進出する取組）に関する事業計画
2. 事業転換（現在行っている事業を廃止して新たな事業を開始する取組）に関する事業計画
3. 業態転換（商品の販売又は役務の提供について新たな方法を導入する取組）に関する事業計画
4. 事業拡大（新たな設備投資を実施することにより現在行っている事業を拡大する取組）に関する事業計画
5. 海外展開（商品、サービス等の輸出又は海外直接投資の取組）に関する事業計画^(※1)

※1 県内事業所の規模縮小及び従業員減少を伴わないもの

6. 脱炭素化（脱炭素化に資する設備を導入することにより、製品や企業の競争力向上と経営力の強化を図る取組）に関する事業計画^(※2)

※2 脱炭素化については、設備資金のみの申込みに限る。

②融資条件

資金用途	融資限度額	融資期間（据置）
設備資金	1億円	10年以内（2年以内）
運転資金	3,000万円	5年以内（1年以内）

※融資対象6の脱炭素化の場合は、設備資金のみ

償還期間	融資利率（年利）		保証料
	保証付	保証無	
3年以内	1.3%	1.8%	0.45% ～ 1.9% (※)
3年超5年以内	1.4%	1.9%	
5年超7年以内	1.5%	2.0%	
7年超10年以内	1.6%	2.1%	

※令和7年3月31日まで茨城県信用保証協会において上記の信用保証料率から0.1%引下げる（一部の場合を除く）。

※引下げ後の保証料の2割を県が補助する。

《雇用創出や障害者雇用に取り組み、事業を拡大したい場合》

6. 雇用拡大支援融資

①融資対象

県内に事業所を有し、同一事業（信用保証協会の信用保証対象業種に限る。）を引き続き1年以上営んでいる中小企業者で、次の要件を満たす者。

- (1)雇用の増加を伴う事業拡大計画（生産・販売能力の増強等を実施するものをいう。以下同じ。）を有すること。
- (2)当該事業計画の申請日以前の6か月間に常時使用する従業員（以下「従業員」という。）が減少していないこと。
- (3)事業拡大計画により今後6か月以内に2人以上の従業員（パートタイム労働者を除き、かつ、雇用保険加入見込みであること）の増加が確実に見込まれること。ただし、次のいずれかに該当する場合は1人の増加でもよい。
 - ①従業員20人（商業又はサービス業については5人）以下の中小企業者が、新たに雇用する場合
 - ②満45歳以上の労働者を雇用する場合

上記に掲げる要件を満たす者のほか、次に掲げる(1)及び(2)の要件を満たし、かつ(3)又は(4)の要件を満たす者。

- (1)雇用の減少を伴わない事業拡大計画を有すること。
- (2)申請日以前の6か月間に従業員が減少していないこと。
- (3)茨城県障害者雇用優良企業認証制度実施要綱に基づく茨城県障害者雇用優良企業の認定（有効期間内のものに限る。）を受けていること。
- (4)「パートナーシップ構築宣言」に登録し、「パートナーシップ構築宣言」ポータルサイトにおいて宣言を公表していること。

②融資条件

資金使途	融資限度額	融資期間（据置）
設備資金	1億円	7年以内（1年以内）
運転資金	3,000万円	5年以内（1年以内）

償還期間	融資利率（年利）		保証料
	保証付	保証無	
3年以内	1.3%	1.8%	0.45%～ 1.9%（※）
3年超5年以内	1.4%	1.9%	
5年超7年以内	1.5%	2.0%	

※令和7年3月31日まで、表示の保証料率から0.1%引下げ（一部の場合を除く）。

《店舗の改装等をしたい場合、地場産業を行う事業者が経営の合理化を図りたい場合》

7. 小売商業・地場産業支援融資

①融資対象

県内に事業所を有し、同一事業（卸売業・小売業・飲食業及びサービス業のいずれかであって、信用保証協会の信用保証対象業種に限る。）を引き続き1年以上営んでいる中小企業者で、次のいずれかに該当する者。

- (1)店舗の改装等を行う者

(2)大規模商業施設等にテナントとして出店する者

(3)地場産業を営む者

(4)過疎地域自立促進特別措置法に基づく指定地域内（旧水府村、旧里美村、旧牛堀町、旧山方町、旧美和村、旧緒川村、旧御前山村、稲敷市、旧霞ヶ浦町、桜川市、行方市、旧桂村、旧七会村、大子町、河内町、利根町）に立地している者

②融資条件

資金使途	融資限度額	融資期間（据置）	
		(1)・(2)	(3)・(4)
設備資金	1億円	10年以内(2年以内)	7年以内(2年以内)
運転資金	3,000万円	5年以内（1年以内）	

償還期間	融資利率（年利）		保証料
	保証付	保証無	
3年以内	1.3%	1.8%	0.45%～ 1.9%（※）
3年超5年以内	1.4%	1.9%	
5年超7年以内	1.5%	2.0%	
7年超10年以内	1.6%	2.1%	

※令和7年3月31日まで、表示の保証料率から0.1%引下げ（一部の場合を除く）。

《観光施設を整備・回収したい場合》

8. 観光おもてなし施設整備融資

①融資対象

県内に事業所を有し、引き続き1年以上事業（信用保証協会の信用保証対象業種に限る。）を営んでいる中小企業者で、次のいずれかに該当する者。

- (1)県産品を活用した体験型の施設の整備・改修を行う者
- (2)海や山など自然を活用した施設の整備・改修を行う者
- (3)歴史や文化をテーマにした施設の整備・改修を行う者
- (4)一定の施設基準を満たす宿泊施設の整備・改修を行う者（県外及び中小企業以外の事業者も可）
- (5)観光施設のバリアフリー化のための整備・改修を行う者
- (6)その他知事が必要と認める施設の整備・改修を行う者

②融資条件

資金使途	融資限度額		融資期間（据置）
	(4)	その他	
設備資金	10億円	5億円	12年以内（2年位内）

※保証付きの場合、2億8,000万円まで。

償還期間	融資利率（年利）		保証料
	保証付	保証無	
3年以内	1.3%	1.8%	0.45%～ 1.9%（※）
3年超5年以内	1.4%	1.9%	
5年超7年以内	1.5%	2.0%	
7年超10年以内	1.6%	2.1%	
10年超12年以内	1.7%	2.2%	

※令和7年3月31日まで、表示の保証料率から0.1%引下げ（一部の場合を除く）。

《事業承継時に必要な資金を借り入れたい場合》

9. 事業承継支援融資

①融資対象

県内に事業所を有し、同一事業（信用保証協会の保証対象業種に限る。）を引き続き1年以上営んでいる中小企業者で、次の(1)又は(2)に該当し、かつ、(3)に該当する者。

- (1)保証協会の保証申込受付日から3年以内に事業承継を予定する事業承継計画を有する法人
- (2)令和2年1月1日から令和7年3月31日までに事業承継を実施した法人であって、事業承継日から3年を経過していない者
- (3)次のアからエまでの全ての要件を満たすこと。なお、アからウまでについては、保証協会への申込日の直前の決算によるものとし、エについては、保証協会への申込日に満たしていることを要するものとする。
ア：資産超過であること。
イ：EBITDA有利子負債倍率が15倍以内であること。

(EBITDA有利子負債倍率=(借入金・社債－現預金)÷(営業利益＋減価償却費))

ウ：法人・個人の分離がなされていること。

エ：返済緩和している借入金がないこと。

②融資条件

資金使途	融資限度額	融資期間（据置）
設備資金	8,000万円	10年以内（1年以内）
運転資金		
設備・運転併用		
償還期間	融資利率（年利）	保証料
3年以内	1.3%	0.45%～1.9%（※）
3年超5年以内	1.4%	
5年超7年以内	1.5%	
7年超10年以内	1.6%	

※中小企業活性化協議会及び事業承継・継ぎ支援センターによる確認を受けた場合は0.10%～1.05%で、県と保証協会それぞれ0.1%引下げ。

《災害予防対策を行いたい場合》

10. 災害対策融資

①融資対象

県内に事業所を有し、事業（信用保証協会の信用保証対象業種に限る。）を営んでいる中小企業者で、次のいずれかに該当する者。

（緊急対策枠）

- (1)知事が認めた災害その他突発的事由の発生により、経営の安定に支障をきたしている者
（地震災害予防対策枠）
- (2)対象地域内で地震災害予防対策として次のいずれかを行う者

①高圧ガス設備の耐震化を図る目的をもって、以下のア又はイのいずれかの工事を行う者

ア：製造事業所等の地震計の設置、容器元弁遮断装置の設置、配管の耐震性向上のための工事等
イ：販売店による家庭用LPGのS型メーター、容器元弁遮断装置等の設置

（対象地域内の耐震性改善のための事業を実施する対象地域外（県内に限る。）に事業所を有す

る者も融資対象）

- ②アーケードの耐震性を向上させるための改築、補強を図る者
- ③機械、器具、商品等の転倒、転落等の防止措置として補強を図る者
- ④消防用設備（消防法により設置義務のある設備を除く。）の設置を図る者
- ⑤有蓋貯水槽（震度6の地震に耐えられるもの。）又は防火戸の消防水利施設の設置及び改修（耐震性の向上）を図る者
- ⑥その他知事が必要と認める地震災害予防対策（アスベストの除去等）を図る場合

②融資条件

資金使途	融資限度額	融資期間（据置）
設備資金	5,000万円	10年以内（3年以内）
運転資金	3,000万円	7年以内（2年以内）
設備・運転併用	5,000万円	7年以内（2年以内）

【①の場合】

償還期間	融資利率（年利）	保証料
3年以内	1.3%	0.45%～1.9%（※）
3年超5年以内	1.4%	
5年超7年以内	1.5%	
7年超10年以内	1.6%	

※保証料率の5割を県が補助する（一部除く）。

【②の場合】

償還期間	融資利率（年利）		保証料
	保証付	保証無	
3年以内	1.2%	1.7%	0.45%～1.9%
3年超5年以内	1.3%	1.8%	
5年超7年以内	1.4%	1.9%	
7年超10年以内	1.5%	2.0%	

《厳しい経営環境を改善したい場合》

11. パワーアップ融資

①融資対象

県内に事業所を有し、事業（信用保証協会の信用保証対象業種に限る。）を引き続き1年以上営んでいる中小企業者で、次のいずれかに該当する者。

- (1)直近3か月の受注高あるいは売上高が前年同期に比べ5%以上減少している者。
- (2)直近3か月の受注高あるいは売上高が前年同期比で減少し、かつ、直前の決算で損失を計上している者
- (3)直近3か月の粗利益が前年同期に比べ5%以上減少している者
- (4)中小企業信用保険法第2条第5項各号の規定に基づき市町村長の認定を受けた者
- (5)中小企業信用保険法第2条第6項の規定に基づき市町村長の認定を受けた者
- (6)県が別に指定した倒産事業者に対し、50万円以上の売掛金債権等を有している者
- (7)信用保証協会の経営力強化保証制度の対象要件を満たし、直近3ヶ月の受注高又は売上高が前年同期等に比べ、5%以上減少している者等

②融資条件

資金使途	融資限度額	
	(1)・(2)・(3)・(5)・(7)	(4)・(6)
設備資金	5,000万円	—
運転資金	5,000万円	5,000万円
設備・運転併用	5,000万円	—

資金使途	融資期間（据置）		
	(1)・(2)・(3)・(5)	(4)・(6)	(7)※
設備資金	10年以内 (3年以内)	—	7年以内 (1年以内)
運転資金	7年以内 (2年以内)	7年以内 (2年以内)	5年以内 (1年以内)
設備・ 運転併用	7年以内 (2年以内)	—	7年以内 (1年以内)

※借換資金を含む場合は10年以内（1年以内）

償還期間	融資利率（年利）		保証料 (1)~(6)	保証料 (7)
	(1)・(2)・(3)・ (5)・(7)	(4)・(6)		
3年以内	1.3%	1.3%	0.45%~ 1.9% (※1、※2)	0.45%~ 1.75%
3年超5年以内	1.4%	1.4%		
5年超7年以内	1.5%	1.5%		
7年超10年以内	1.6%	—		

※経営安定関連保証4号を付する場合は0.7%が適用される。
経営安定関連保証5号を付する場合は0.7%が適用される。（令和7年3月31日まで0.1%割引）

※保証料の1割を県が補助する（一部除く）。

《債務超過等の状況を改善し、事業再生に取り組みたい場合》

12. 再生支援融資

①融資対象

県内に事業所を有し、引き続き1年以上事業（信用保証協会の信用保証対象業種に限る。）を営んでいる中小企業者で、次に掲げるいずれかの計画等（当該計画等に係る債権者全員の合意が成立したものに限る。）に従って事業再生を行う者。

1. 独立行政法人中小企業基盤整備機構の指導又は助言を受けて作成された事業再生の計画
2. 認定支援機関（産業競争力強化法（平成25年法律第98号。以下「法」という。）第134条第2項に規定する認定支援機関をいう。）及び産業復興相談センター（株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法（平成23年法律第113号）第59条第1項に規定する産業復興相談センターをいう。）の指導又は助言を受けて作成された事業再生の計画
3. 特定認証紛争解決手続（法第2条第21項に規定する特定認証紛争解決手続をいう。）に従って作成された事業再生計画
4. 株式会社整理回収機構が策定を支援した再生計画
5. 株式会社地域経済活性化支援機構が再生支援決定を行った事業再生計画
6. 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構が支援決定を行った事業再生計画
7. 私的整理に関するガイドラインに基づき成立した再建計画
8. 自然災害による被災者の債務整理に関するガイドラインに基づき作成された計画であって、特定債

務等の調整の促進のための特定調停に関する法律（平成11年法律第158号）に基づく調停における調書（同法第17条第1項の調停条項によるものを除く。）又は同法第20条に規定する決定において特定されたもの

9. 中小企業の事業再生等に関するガイドラインに基づき成立した事業再生計画
10. 独立行政法人中小企業基盤整備機構が出資を行った投資事業有限責任組合が策定を支援した再建計画
11. 経営サポート会議（保証協会や債権者たる金融機関等の関係者が一堂に会し、中小企業者ごとに経営支援の方向性、内容等を検討する場をいう。）による検討に基づき作成又は決定された事業再生の計画
12. 中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第31条第2項に規定する認定経営革新等支援機関が経営改善計画策定支援事業によって策定を支援した事業再生の計画

②融資条件

資金使途	融資限度額	融資利率（据置）
設備資金	1億円	10年以内 (1年以内 ※)
運転資金		
設備・運転併用		

※事業再生計画実施関連保証（感染症対応型）を付する場合は5年以内

融資利率（年利）	保証料
2.2%以内	原則0.8%（※）

※上記保証以外の場合は、保証料の1割を県が補助する（一部の場合を除く）。

※事業再生計画実施関連保証（感染症対応型）を付する場合は、国の補助により中小企業者が負担する保証料率は0.2%となる。

《既往借入金の一本化等により、月々の返済額を軽減したい場合》

13. 借換融資

①融資対象

県内に事業所を有し、引き続き1年以上事業（信用保証協会の信用保証対象業種に限る。）を営んでいる中小企業者で、次のいずれにも該当する者。

- (1)保証協会の保証が付された制度融資の既往借入金を借り換えることにより、月々の返済額を軽減する者
- (2)前号の既往借入金の元金償還が1年以上経過している者（ただし、複数ある既往借入金を一本化して借り換える場合は、いずれかの元金償還が1年以上経過していれば足りるものとする。）

②融資条件

資金使途	融資限度額	融資利率（据置）
運転資金	保証協会の保証が付された制度融資の既往借入金の残額に、借換えに必要な諸費用を加えた額	10年以内 (1年以内)

償還期間	融資利率（年利）	保証料
3年以内	1.3%	0.45%~1.9%（※）
3年超5年以内	1.4%	
5年超7年以内	1.5%	
7年超10年以内	1.6%	

※保証料の1割を県が補助する（一部除く）。

《小規模企業が長期の事業資金を借り入れたい場合》

14. 小規模企業支援融資

信用保証協会と金融機関とが適切な責任共有を図る責任共有制度の導入による県内小規模企業者への影響を緩和するため、小口零細企業保証制度要綱に規定する小口零細企業保証を活用して融資を行う。

①融資対象

次の表の左欄に掲げる「融資区分」ごとに、同表の右欄に掲げる「制度融資」に規定する融資対象の要件（経営合理化融資の融資対象2、パワーアップ融資の融資対象(4)、(5)、(7)及び災害対策融資の融資対象(1)を除く）を準用する。この場合において、各制度融資（設備投資支援融資制度を除く。）の融資対象中「中小企業者」を「小規模企業者※」と読み替える。

※1 小規模企業者：常時使用する従業員の数が20人(商業又はサービス業を主たる事業とする事業者については5人)以下の会社及び個人

融資区分	制度融資
経営合理化分	経営合理化融資
設備投資支援分	設備投資支援融資
新分野進出等支援分	新分野進出等支援融資
雇用拡大支援分	雇用拡大支援融資
小売商業・地場産業支援分	小売商業・地場産業支援融資
パワーアップ分	パワーアップ融資
災害対策分	災害対策融資
借換分	借換融資

②融資条件

融資限度額以外の融資条件については、各融資制度の規定を準用する。

資金使途	融資限度額
設備資金 運転資金 設備・運転併用	2,000万円

※令和7年3月31日まで、一部の場合を除き、表示の保証料率0.5%~2.2%から0.1%引下げ（設備投資支援分、新分野進出等支援分、雇用拡大支援分、小売商業・地場産業支援分に限る）。
※設備投資支援分、新分野進出等支援分（設備資金に限る）、パワーアップ分、借換分については、県による保証料補助がある。

《短期の事業資金を借り入れたい場合》

15. 短期運転資金融資

①融資対象

県内に事業所を有し、同一事業（信用保証協会の保証対象業種に限る。）を引き続き営んでいる中小企業者。

②融資条件

資金使途	融資限度額	融資期間
運転資金	2,000万円	1年以内

償還期間	融資利率（年利）		保証料
	保証付	保証無	
1年以内	1.5%	0.2%	0.45%~1.9%

V. 令和6年度の主な改正点

○経営合理化融資

信用保証料率の引上げを条件として経営者保証を提

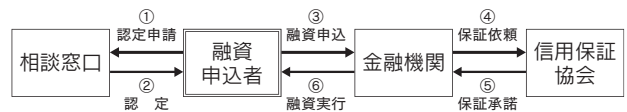
供しないものとする制度（事業者選択型経営者保証非提供促進特別保証制度）に対応。

○雇用拡大支援融資

「パートナーシップ構築宣言」に登録し、「パートナーシップ構築宣言」ポータルサイトにおいて宣言を公表した者を融資対象に追加。

VI. 申込の流れ

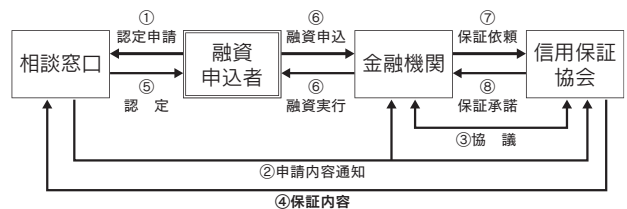
○経営合理化融資、設備投資支援融資、創業支援融資（業歴1年以上）、女性・若者・障害者創業支援融資（業歴1年以上）、新分野進出等支援融資、雇用拡大支援融資、小売商業・地場産業支援融資、観光おもてなし施設整備融資、事業継承支援融資、パワーアップ融資（融資対象(1)~(3)、(6)）、災害対策融資



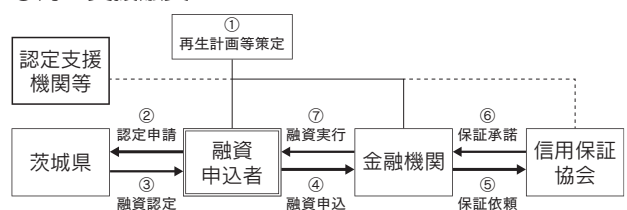
○パワーアップ融資（融資対象(4)、(5)）



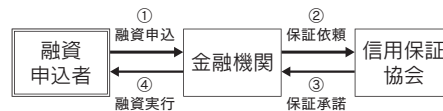
○創業支援融資（創業計画段階、業歴1年未満）、女性・若者・障害者創業支援融資（創業計画段階、業歴1年未満）



○再生支援融資



○借換融資、短期運転資金融資（保証付きの場合）



※設備資金を申し込む際は設備導入前に申込みください。
※創業支援融資（創業計画段階・業歴1年未満）及び女性・若者・障害者創業支援融資（創業計画段階・業歴1年未満）については、設定に際し信用保証協会の事前審査があります。
※小規模企業支援融資については、融資区分ごとに対応する各融資制度の申込みの流れでの手続きになります。
※県融資制度を申し込む際に必要となる様式等は、県の中小企業向け融資制度のホームページに掲載しております。